

●表1 1日1回行う検査

番号	検査項目名	評価基準
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	異常な臭味	異常なし
4	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

●表2 水質基準等

番号	項目	検査頻度	単位	基準値	下限値	検査回数の減	省略の可否		
1	一般細菌	1回/月	CFU/ml	100個/ml	0	不可	不可		
2	大腸菌	1回/月	mg/l	不検出	陽性				
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.003	0.0003	注2	注4		
4	水銀及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.0005	0.00005				
5	セレン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
6	鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
8	六価クロム化合物	1回/3月	mg/l	0.02	0.002				
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	0.04	0.004				
10	シアン化物及び塩化シアン	1回/3月	mg/l	0.01	0.001			不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	mg/l	10	0.1			注2	注6
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.8	0.05				
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.02				
14	四塩化炭素	1回/3月	mg/l	0.002	0.0002				
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	mg/l	0.05	0.001				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.04	0.0002				
17	ジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.02	0.0005				
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002				
19	トリクロロエチレン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0002				
20	PFOS及びPFOA	1回/3月	mg/l	0.000050	0.000001	注3	注7		
21	ベンゼン	1回/3月	mg/l	0.01	0.0005	注2	注6		
22	塩素酸	1回/3月	mg/l	0.6	0.06	不可	不可		
23	クロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.02	0.002				
24	クロロホルム	1回/3月	mg/l	0.06	0.001				
25	ジクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.03	0.002				
26	ジブロモクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001				
27	臭素酸	1回/3月	mg/l	0.01	0.001				
28	総トリハロメタン	1回/3月	mg/l	0.1	0.001				
29	トリクロロ酢酸	1回/3月	mg/l	0.03	0.002				
30	ブロモジクロロメタン	1回/3月	mg/l	0.03	0.001				
31	ブロモホルム	1回/3月	mg/l	0.09	0.001				
32	ホルムアルデヒド	1回/3月	mg/l	0.08	0.008				
33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.005			注2	注5
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.2	0.02				
35	鉄及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.3	0.03				
36	銅及びその化合物	1回/3月	mg/l	1	0.01				
37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	mg/l	200	0.1				
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	mg/l	0.05	0.005				
39	塩化物イオン	1回/月	mg/l	200	0.2	不可	不可		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	mg/l	300	1	注2	注4		
41	蒸発残留物	1回/3月	mg/l	500	1				
42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.2	0.02				
43	ジオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上	μg/l	0.01	0.001			不可	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
44	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月に1回以上	μg/l	0.01	0.001	不可			
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	mg/l	0.02	0.005	注2	注4		
46	フェノール類	1回/3月	mg/l	0.005	0.0005	不可	不可		
47	有機物	1回/月	mg/l	3	0.2				
48	pH値	1回/月		5.8~8.6					
49	味	1回/月		異常でない					
50	臭気	1回/月		異常でない					
51	色度	1回/月	度	5	0.5				
52	濁度	1回/月	度	2	0.1				

- 注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注3 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果より当該事項の検出されるおそれがないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれがないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資材材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注6 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注7 水道用供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

●表3 上水道データ及び計画

番号	基準値	1/2	1/5	1/10	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去3年 最大値	1/10以下	1/5以下	1/5以上	実施回数
											1回/3年	1回/1年	基準頻度	
3	ガドリウム及びその化合物	0.003	0.0015	0.0006	0.0003					0	○			1回/3年
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00025	0.0001	0.00005					0	○			1回/3年
5	セレン及びその化合物	0.01	0.005	0.002	0.001					0	○			1回/3年
6	鉛及びその化合物	0.01	0.005	0.002	0.001					0	○			1回/3年
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.005	0.002	0.001					0	○			1回/3年
8	六価クロム化合物	0.05	0.025	0.01	0.005					0	○			1回/3年
10	亜硝酸態窒素	0.04	0.02	0.008	0.004					0	○			1回/3年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5	2	1	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9		○		1回/1年
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.4	0.16	0.08	0.27	0.22	0.23	0.27	0.25	0.27		○	1回/3月
13	ホウ素及びその化合物	1	0.5	0.2	0.1	0.32	0.31	0.29	0.28	0.26	0.32		○	1回/3月
14	四塩化炭素	0.002	0.001	0.0004	0.0002					0	○			1回/3年
15	1,4-ジオキサソ	0.05	0.025	0.01	0.005					0	○			1回/3年
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.02	0.008	0.004					0	○			1回/3年
17	ジクロロメタン	0.02	0.01	0.004	0.002					0	○			1回/3年
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.005	0.002	0.001					0	○			1回/3年
19	トリクロロエチレン	0.01	0.005	0.002	0.001					0	○			1回/3年
20	PFOS及びPFOA	0.00005	2.5E-05	0.00001	5E-06				0	0			○	1回/3月
21	ベンゼン	0.01	0.005	0.002	0.001					0	○			1回/3年
32	亜鉛及びその化合物	1	0.5	0.2	0.1				0.021	0.021	○			1回/3年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.1	0.04	0.02					0	○			1回/3年
34	鉄及びその化合物	0.3	0.15	0.06	0.03					0	○			1回/3年
35	銅及びその化合物	1	0.5	0.2	0.1				0.06	0.06	○			1回/3年
36	ナトリウム及びその化合物	200	100	40	20		22	19	21	18	22		○	1回/1年
37	マンガ及びその化合物	0.05	0.025	0.01	0.005					0	○			1回/3年
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	150	60	30	124	150	127	144	132	150		○	1回/3月
40	蒸発残留物	500	250	100	50	337	297	326	327	325	337		○	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.1	0.04	0.02					0	○			1回/3年
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.01	0.004	0.002					0	○			1回/3年
45	フェノール類	0.005	0.0025	0.001	0.0005					0	○			1回/3年
42	ジエオキシ	0.00001	5E-06	0.000002	0.000001					0			原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/1年
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	5E-06	0.000002	0.000001					0			原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/1年

空欄はND(不検出もしくは検出限界値未満)
塗りつぶし欄は、検査未実施
全ての項目は、年間最高値